筑波大学人間総合科学研究科における研究不正の告発に関する調査報告書

経緯・概要

告発受理日:令和5年3月20日

·被告発者:元大学院生A

(筑波大学人間総合科学研究科スポーツ医学専攻3年制博士課程

2017年度学位授与)

・対象論文:学位論文(博士)「片脚着地時における下肢関節戦略の検討:膝前十

字靭帯損傷予防の観点から」(2018年3月)

・事案の種類:盗用

・告 発 内 容 :上記論文の諸言 1~14 ページが、学位論文(北海道大学)「着地動作

時の膝関節外反角度およびモーメントに影響する要因の検討:膝前十字靭帯損傷予防の観点から」(2015年3月)の諸言と酷似しており盗

用が疑われる。

調査体制

委員長 関根 久雄 筑波大学 人文社会系 教授

委 員 髙橋 英幸 筑波大学 体育系 教授

委員 緒方 直史 帝京大学 医学部 主任教授(外部有識者)

委員 中村 真理子 国立スポーツ科学センター スポーツ科学・研究部

先任研究員(外部有識者)

委員 内田 智宏 内田法律事務所 弁護士(外部有識者)

調査期間

令和5年8月21日(月)~令和5年11月15日(水)(86日間)

調査方法・手順

予備調査結果を確認し、調査対象論文と先行論文を比較し、告発内容について、事 実確認を行った。

被告発者及び被告発者の当時の指導教員(調査協力者)に対し、ヒアリングを実施した。

調査の結果

- 認定した不正行為の種別:特定不正行為 盗用
- ・認定した論文:学位論文(博士)「片脚着地時における下肢関節戦略の検討:膝前 十字靭帯損傷予防の観点から」(2018 年 3 月)
- 「不正行為に関与した者」として認定した研究者:元大学院生 A

• 不正行為が行われた経費支出について

被告発者の当時の指導教員に対し、博士論文の指導に係る経費が配分されており、教育に係る経費は学生納付金から支出されている。

不正認定論文や不正認定論文のもととなった研究活動と運営費交付金との関連は認められなかった。

不正行為の具体的内容と認定

- ○不正行為の疑いがある箇所と内容
- ・調査対象論文と先行論文は、下記のページにおいて、章の構成や文章、言葉遣い、文献引用(対象文献と引用数)が先行論文と酷似している。

(調査対象論文)	(先行論文)
(諸言) 4ページ~15ページ	3ページ~11ページ
(論文目的) 16 ページ	12ページ
(章内諸言) 17 ページ	4ページ
(章内方法・対象) 19 及び 30 ページ	14ページ

○不正行為の有無の判断基準

- ・盗用の疑われる箇所について、実際に文章及び内容に同一性が認められるか。
- ・該当部分が適切に引用されているか、参考文献として記載されているか。
- ・本人が盗用の事実を認めているか。

○調査で確認した事実と不正行為の有無

- ・iThenticate による剽窃チェックにおいて、告発対象部分は70%、全体でも47% の類似度が示されており、実際に比較しても、章の構成や文章、言葉遣い、引用文献等が酷似しており、ほぼ同一の文章が使用されている。
- ・ 当該箇所について、本文中で先行論文からの引用を明示しておらず、参考文献 としての記載もない。
- ・被告発者はヒアリングにおいて、告発された箇所について、研究背景や主張したいことが同じであったという認識から、先行論文の文章を引用することなく、自身の論文にそのまま使用したことを認めている。また、被告発者は、当時は自身の行為が盗用であるという認識はなかったが、当時の低い研究倫理意識のもと行われた行為であり、現在は当該行為が盗用にあたるという事実を認めた。

○認定

・不正行為の有無の判断基準に照らし、不正行為(盗用)であると判断した。

○不正行為の故意性

故意性:有

理 由: 被告発者は先行論文の緒言部分をそのまま使っていたことを認識していたにもかかわらず、引用を明示しておらず、参考文献として記載することもなかった。

被告発者は、学位論文執筆当時、そのことが盗用にあたるという意識を持っていなかったと述べているが、意図して先行論文の文章を引用することなく、自身の論文にそのまま使用したことを認めている。

○不正行為の程度 (悪質性、当該分野の研究の進展への影響、社会的影響の程度)

悪質性:中

理 由: 盗用が認められた緒言部分における類似度は70%と非常に高い値であり、実際に比較してもほぼ同一の文章であり、盗用の故意性が認められる。

しかし、盗用が認められた箇所は緒言であり、論文の重要な部分や 結論に影響を及ぼすものではない。また、多くの論文等を執筆・投稿 した場合や掲載時期が複数年度に及ぶものにも該当しない。

また、本件は学位論文であり、指導的立場にある責任著者などには該当していない。

当該分野の研究の進展への影響、社会的影響:低

理 由: 盗用が認められた論文は、学位論文であり、一般的な論文や書籍と 比較して流通度が極めて限定的である。

> なおかつ盗用が認められた箇所は、緒言であり論文の重要な部分や 結論に影響を及ぼすものではない。

発生要因

- ・被告発者は、当時大学で実施されていた、研究倫理教育を受講していたが、自身 に関わることとして認識しておらず、本人の研究倫理意識が大幅に欠如していた こと。
- ・論文執筆当時、指導教員及び専攻において、剽窃チェックツール等を用いて、論 文の盗用の確認を行っていなかったこと。
- ・社会人として大学に在籍していたため、大学に来る機会が少なかった。また、指 導教員から研究倫理に関する指導を受ける機会や学生同士で研究倫理に関して 議論する機会がなかったこと。さらに、研究室において、研究倫理意識を高める

有効な取組がなされていなかったこと。

再発防止策

- ・人間総合科学研究科スポーツ医学専攻及び人間総合科学学術院人間総合科学研究 群スポーツ医学学位プログラムにおいて、3年制博士課程進級時に研究倫理 elearning (e-APRIN) の受講を義務付ける。
 - また、博士学位論文提出時には「論文公正に関する確認書」とあわせて e-APRIN の修了証を提出させることにより、研究者倫理の自覚を促す。
- ・現在、各学位プログラムに委ねられている博士学位論文提出時の指導教員の iThenticate によるチェックについて、各学位プログラムにおける対応状況を確 認し、大学本部で統括する。また、各学位プログラムに対し、博士学位論文提出 時の iThenticate によるチェックの徹底及び指導教員による確認漏れの防止のた め、博士学位論文の提出と併せて iThenticate のレポートの提出について周知す る。
- ・筑波大学研究倫理教育に関するガイドライン(平成 29 年 3 月 2 日学長決定)に 定める、一貫制博士課程に在籍し中間評価に合格した者並びに博士後期課程及び 3 年制博士課程に在学する者(以下、「大学院生(博士)」という。)への研究 倫理教育について、「各部局において、研究倫理教育責任者を中心に、大学院生 (博士)に対し、研究指導を通して研究倫理教育を行う。その中で研究倫理 elearning や研究倫理 FD 研修会を積極的に活用する」ことに加え、大学院生(博 士)を指導する教員に対し、研究室レベルでの研究倫理に関する指導を行う機会 を定期的に設けることを周知する。

さらに、大学院生(博士)の研究倫理 e-learning 及び研究倫理 FD 研修の受講状 況及び各部局における大学院生に対する研究倫理教育に関する取組について、研究倫理教育責任者から研究担当副学長に報告させる。

以上